

議案第57号

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月22日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「かかる」を「係る」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「若しくは」を「、又は」に、「においては、すでに」を「には、既に」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、「かかる」を「係る」に改め、同条第3項中「かかる」を「係る」に改め、「第1項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納稅義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基にして、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基にして変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第29条の各納期限の翌日から当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日  
(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日) の翌日から増額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

付則第3条及び第3条の2を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

### 第3条の2 削除

付則第5条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

付則第14条の2第2項第1号中「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に改め、同項第2号中「、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の」を「並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の」に、「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に、「付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中」を「付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中」に改め、同項第3号中「付則第14条の2第1項」を「付則第14条の3第1項」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「付則第14条の2第

1項」を「付則第14条の3第1項」に改め、同条第3項中「第16条及び」を「同条及び」に改め、同条第5項第1号中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付則第14条の2第5項第3号中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「付則第14条の2第3項」を「付則第14条の3第3項前段」に改め、同条を付則第14条の3とし、付則第14条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第

2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同

法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書(その提出期限まで

に提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

### 5 第3項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

#### 付 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第5条第2項から第4項までの改正規定及び付則第3条の規定 平成29年4月1日

(2) 付則第3条及び第3条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 平成30年1月1日

##### (特別区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の目黒区特別区税条例（以下「新条例」という。）

第32条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第32条第2項に規定する納期限が到来する特別区民税（以下「区民税」という。）に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第14条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。

3 新条例付則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の区民税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第5条第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(説明) 区民税の賦課額の変更に係る延滞金額の計算の基礎となる期間を見直し、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例並びに特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例を設けるとともに、環境への負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の軽課の特例措置の適用期限を延長し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(普通徴収に係る区民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)</p> <p>第32条 普通徴収の方法によって徴収する区民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、既に第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して区民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第29条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその</p>	<p>(普通徴収にかかる区民税の賦課額の変更又は決定及びこれらにかかる延滞金の徴収)</p> <p>第32条 普通徴収の方法によって徴収する区民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第22条第1号ただし書若しくは第2号又は第23条の規定を適用して区民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期にかかる分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第29条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額にかかる納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日</p>

日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基にして、第 29 条の各納期限から 1 年を経過する日後に第 1 項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該 1 年を経過する日の翌日から不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税にかかる更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税にかかる更正を除く。）をしたことに基にして、第 29 条の各納期限から 1 年を経過する日後に第 1 項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該 1 年を経過する日の翌日から第 1 項に規定する不足税額にかかる納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）

をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基くして、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基くして変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第29条の各納期限の翌日から当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

#### 付 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法

#### 付 則

第3条及び第3条の2 削除

附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（同号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

### 第3条の2 削除

(軽自動車税の税率の特例)

#### 第5条 (現行に同じ。)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分現行に同じ。)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。

(軽自動車税の税率の特例)

#### 第5条 (省略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。

)に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分現行に同じ。)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分現行に同じ。)

5 (現行に同じ。)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第

)に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表の部分省略)

5 (省略)

2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第

5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条

第2項に規定する特例適用利子等については、第16条及び第19条の規

定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互

免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第

16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等

の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特

例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18

条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税

率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは

、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の

額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の

3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用に

については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条

の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条

の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項  
後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14 条の 2 第  
1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第 3 条の 3 第  
1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」と  
あるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民  
税の所得割の額」とする。

(3) 第 22 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ  
るのは「若しくは山林所得金額又は付則第 14 条の 2 第 1 項に規定する  
特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若し  
くは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による  
所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条  
第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する  
場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第  
7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用  
する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額  
、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項に  
おいて準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時  
所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第

15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第2条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えて適用される

第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の

3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月

1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書(その提出期限

までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が

送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第2

5条第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようと

する旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて

やむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する

。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは

、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当

等の額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の

3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用に

については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条

の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条

の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第 20 条の 2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第 3 条の 3 第 1 項、第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3) 第 22 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第 14 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 14 項（同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第 2 条の 2 の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 14 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 3 項後段の規定による区

民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の3 (現行に同じ。)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 (省略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ

るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施

るのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第16条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第16条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等

特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 (現行に同じ。)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条及び第21条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項

実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 (省略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第20条から第21条まで、第21条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第20条、第20条の2第1項前段、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」と、第20条の2第1項後段中「所得割の額」

1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区

」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第21条の2第1項中「第16条第4項」とあるのは「付則第14条の2第4項」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項の規定による区民税の所得割の額」とする。

(3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項の規定による区民税の所

民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2

得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第16条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9

第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。